

2 水浴場水質判定基準

1. 判定については、下記の表に基づいて以下のとおりとする。
 - (1) ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD又は透明度のいずれかの項目が「不適」であるものを、「不適」な水浴場とする。
 - (2) 「不適」でない水浴場について、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度によって、「水質AA」、「水質A」、「水質B」あるいは「水質C」を判定し、「水質AA」及び「水質A」であるものを「適」、「水質B」及び「水質C」であるものを「可」とする。
 - ・各項目の全てが「水質AA」である水浴場を「水質AA」とする。
 - ・各項目の全てが「水質A」以上である水浴場を「水質A」とする。
 - ・各項目の全てが「水質B」以上である水浴場を「水質B」とする。
 - ・これら以外のものを「水質C」とする。

項目 区分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	COD	透明度
適	水質AA	不検出 (検出限界2個/100mℓ)	油膜が認められない	2mg/ℓ以下(湖沼は3mg/ℓ以下)	全透(1m以上)
	水質A	100個/100mℓ以下	油膜が認められない	2mg/ℓ以下(湖沼は3mg/ℓ以下)	全透(1m以上)
可	水質B	400個/100mℓ以下	常時は油膜が認められない	5mg/ℓ以下	1m未満～50cm以上
	水質C	1,000個/100mℓ以下	常時は油膜が認められない	8mg/ℓ以下	1m未満～50cm以上
不適		1,000個/100mℓを超えるもの	常時は油膜が認められる	8mg/ℓ超	50cm未満
測定方法		付表1の第1又は第2に定める方法	目視による観察	日本工業規格K0102の17に定める方法	付表2に定める方法

- (注)判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。
- 「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。
- 透明度(*の部分)に関しては、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

2. 「改善対策を要するもの」については以下のとおりとする。
 - (1) 「水質B」又は「水質C」と判定されたもののうち、ふん便性大腸菌群数が、400個/100mℓを超える測定値が1以上あるもの。
 - (2) 油膜が認められたもの。